

令和3年8月

富士市農業委員会会議議事録

1.開催日時 令和3年8月10日(火) 午前 9時30分から 10時30分

2.開催場所 富士市役所庁舎8階 政策会議室

3.出席委員

農業委員会会長 17番 渡邊 萬里  
農業委員会会長職務代理者 12番 勝又 匠

委員

1番 望月 稔  
2番 小林 由朋  
4番 荻田 丈仁  
5番 時田 修治  
6番 佐野 孝則  
8番 笹古 時男  
10番 新舟 進  
11番 長尾 忠  
13番 佐藤 正職  
14番 藤田 博史  
15番 鈴木 恵一  
16番 安藤 公男  
18番 涌田 充尚  
19番 伊藤 博

4.欠席委員

3番 町田 玉江  
9番 池野 保

5.議事

(1)農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について

6.農業委員会事務局職員

事務局長 勝又 猛  
統括主幹 栗田 宗明  
主幹 野村 昌寛  
主査 太田 久

会長

まず、議事に先立ちまして、会長より議事録署名人を指名いたしますが、会長より指名しても、ご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないと認め16番安藤 公男君、18番涌田 充尚君の両名を本日の会議の議事録署名人に指名致します。

次に、本日の会議書記につきまして、農業委員会事務局職員の太田主査を指名いたします。

それでは議事に入ります。  
議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」ですが、これにつきましては先に配布してあります富士市農業委員会会議議案により審議を進めます。

お手元の議案の3ページ、議第29号 農地法第3条の規定による許可決定についての審査から、報第43号 取消願いの報告についてまでの、計7件を順に議題に供します。  
事務局に朗読させます。

事務局 (事務局議案3ページ「議題」朗読)

会長 最初に、議案5ページの議第29号 農地法第3条の規定による許可決定について、審議をお願いします。  
鷹岡地区20番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案5ページ鷹岡地区20番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は天間小学校から南に200mくらいのところと、南東に500mくらいのところの2ヶ所です。譲受人は今年の4月に今回の申請地のうち西側の方の隣接地を取得しております。現地を確認したところ申請地は水田で、隣接地も問題なく管理されておりました。譲受人は38歳と若い兼業農家で、家族は現役の専業農家です。何ら問題ないかと思っておりますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。

会長 次に、事務局から補足説明願います。

事務局 本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。

会長 鷹岡地区20番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
鷹岡地区20番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、大淵地区21番、22番についてですが、農地法第5条大淵地区25番と関連がありますので、後ほど一括審議します。

会長 次に、吉永地区23番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案6ページ吉永浦地区23番 朗読)

会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は吉永第一小学校の東側の道を北に300mくらい行ったところにあります。譲受人の自宅から徒歩で5分くらいのところですが、現地を確認したところ、ここ数年耕作がされた感じはありませんでしたが、荒れてもいない状態でした。面積がさほどないことから、どのような農業を行うのか譲受人に確認したところ、果樹を植えるとの回答でした。具体的に何の果樹にするかまでは決めていないとのことでしたが、面積からしてそれほどの本数は植えられないにしても、自宅から近く、管理には問題ないかと思われまます。ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、下限面積要件や全部効率利用要件を満たす等、農地法第3条第2項には該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	吉永地区23番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 吉永地区23番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で農地法第3条の規定による許可決定の審議を終わります。
会長	次に、議案7ページの議第30号 農地法第5条第1項の規定による許可決定について、審議をお願いします。 鷹岡地区23番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ鷹岡地区23番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
事務局	申請地は鷹岡病院から東に100mくらいのところにあります。譲受人は隣接地で病院を経営する法人です。職員が増えて駐車場不足のため、申請地を職員用駐車場にしたいとの申請です。現地を確認したところ、南側に道路はあるのですが、狭いことから、西側の病院の駐車場に進入路を作る予定とのこと。雨水等については、現在の駐車場の方が高いため、南側の道路側溝を使用する予定となっています。何ら問題ないかと思いますので、ご審議のほどよろしくお願いいいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、宅地化の状況が一定以上であることから第3種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区23番についてご質問ございませんか。

	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区23番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に鷹岡地区24番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ鷹岡地区24番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は吉原林間学園から南に100mほどのところにあります。譲受人は隣接地で電気工事業を行っている法人で、資材置場や駐車場として使用したいとの申請です。敷地への進入は北側から段差なく可能であり、雨水については西側の道路側溝を使用する予定とのことです。周辺は茶栽培を行っている地区であり、周辺への影響も無いことから何ら問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
会長	次に、事務局から補足説明願います。
事務局	本案件は、生産力の低い農地であることから第2種の農地と考えます。また、転用基準に照らして許可要件をすべて満たすと考えます。
会長	鷹岡地区24番についてご質問ございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区24番についてご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に大淵地区25番及び農地法第3条21番、22番について一括審議します。事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区25番及び議案5ページ大淵地区21番22番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
事務局	先に事務局から補足説明をさせていただきます。この申請は、以前に許可された営農型太陽光発電事業を別の事業者売却するため、新しい事業者の名義で許可をとりなおすために申請されたものです。合わせて農地法第3条大淵地区21番は、下の農地部分を使用貸借から賃貸借に変更するためのもので、大淵地区22番はパネル設置部分の区分地上権を設定するためのものです。 大淵地区の委員は以前から現地の状況などをご覧になっていると思いますが、ご意見等をお願いいたします。

委員(報告者)	以前の許可では申請地でブルーベリーを栽培するとして許可を受けていますが、苗が植えられたのが去年の秋ごろで、小さく細いものだったためほとんど実はなっていません。全体でも5kgは採れないのではないかと思います。許可を受けてから3年後には一定量の収穫がなければパネルを撤去する必要がありますが、パネルの下以外は草刈りをしているだけの今の状況ではその基準を超える量の生産は難しいのではないかと思います。
会長	農業を行う方は知り合いの方に協力してもらおうということだったと思いますがいかがでしょうか。
事務局	富士宮市で農業を行っている方が営農受託という形で一部管理を行うということになっています。 太陽光パネルの下以外の耕作が行われていないとのことですが、ミョウガの方についてはいかがでしょうか。
委員(意見者)	そちらの方もほとんど育ておらず、来年も収穫がほとんど見込めないと思います。昨年暮れごろに植えてあれば、根付いて1mくらいの大きさになっているはずですが、現在は少し新芽が出たくらいで、あまりいい状態ではありません。时期的に考えて7月ごろに収穫を行っていると思いますが、どの程度収穫できているのか不明です。太陽光パネルの下以外の部分は1~2mくらいの雑草が生えてしまっている状態です。
会長	以前の許可の際、計画書を添付しているのですから、その計画に沿ったきちんとした耕作が行われていなければ、一言注意を行わなければならないと思います。
事務局	新しい事業者では食育などに使用していきたいとのこと。ブルーベリーは通常ではどのくらい採れるものなのでしょうか。
委員(報告者)	苗木が成長して枝が伸びてくれば、1本で1kgくらいは収穫できるはずですが、今の苗は細く、量が収穫できるようになるまで相当の年数がかかると思われます。ブルーベリーも専用の肥料を与えれば成長が早くなりますが、そこまでやっているかどうかは分かりません。
会長	営農型太陽光発電事業ですので、耕作者と発電事業者でしっかり話し合って対応してもらう必要があるのではないのでしょうか。
事務局	今回の大淵地区21番は、以前の許可で使用貸借であったものを、発電事業者の希望により賃貸借に切り替えるものです。発電事業者は下部で営農が適切に行われない場合にパネルを撤去する必要があることを承知で申請されています。
会長	他にご意見等はございませんか。
委員(質問者)	区分地上権というのはどのようなものなのでしょうか。
事務局	その土地にパネルを設置する権利があることを法務局の登記簿に記載するものです。土地の所有権が他の人に移動しても、設置する権利は残ることとなります。

会長	他にご意見等はございませんか。
	(質問なし)
	質疑ございませんので、裁決に移ります。 本案件については継続審議といたしますがご異議ございませんか。
事務局	審議の内容からしますと、耕作者が適切に営農を行っていないことから新規の許可が難しいと思われませんが、新しい発電事業者での5条許可と、その区分地上権を設定する3条許可については問題ないということよろしいでしょうか。
	(異議なしの声あり)
	ご異議がないようですので、大淵地区25番及び農地法第3条大淵地区22番はご承認願ったこととし、農地法第3条大淵地区21番は継続審議と致します。
会長	次に大淵地区26番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案7ページ大淵地区26番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
事務局	この案件につきましても、先に事務局から説明させていただきます。申請地は主要地方道富士白糸滝公園線沿いで、富士本西町公会堂から200mほど南のところにあります。申請地の真ん中位に富士市の水道の中継槽があります。譲渡人は以前畜産業を行っており、当時は牧場でしたが、現在は荒れた窪地となっています。平らな畑に造成して農業をやりやすくしてから売却したいとのこと。現地は今年の春先に騙されことで、一部に無許可で埋立が行われてしまっています。譲受人はその事情を聞き、きちんと許可をとってから最後まできちんとした造成を行うとして申請されています。転用内容としては、土採取を行い、そこに建設残土約6万8千立米の埋立を行って道路と同じ高さの農地に造成することです。本案件は富士市埋立条例の許可を受けることが許可証交付の条件であり、あわせて面積が大きいことから静岡県農業会議の審議会を通す必要があります。関係機関の許可が必要となりますが、農業委員会の審議としては、牧場であったところを畑に造成するという内容の審議となります。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	それでは、担当委員より追加の説明をお願いします。
委員(報告者)	譲渡人の自宅は申請地のすぐ東にあります。以前は酪農家で、申請地には牧草を植えていました。廃業後は畑として貸していましたが、昨年位から荒れはじめ、現在は1mくらいの雑草が生えてしまっています。近隣に知り合いがいるため話を聞いたところ、近隣住民への説明は行われていないとのことでした。表土をはがして下の土を採取するのは問題ないと思いますが、埋立を行うのがどのような土なのかは十分確認する必要があると思います。
事務局	埋立を行う土については、現在の計画では裾野市で行われているトヨタの先進技術の実証都市「ウーブン・シティ」の建設残土を引き受ける予定となっています。富士市埋立条例のなかで土の出所についての書類の提出を義務付けていますので、土地対策課の方で埋め立てる土について審議することとなります。

会長	大淵地区26番についてご質問ございませんか。
委員(質問者)	埋立のためにダンプが通ることになるとと思いますが、交通関係についても何らかの対応がとられるのでしょうか。
事務局	申請地の東側に大淵第二小学校の通学路があるため、学校ともきちんと協議を行うよう伝えていきます。また、使用するダンプの大きさや交通についても富士市埋立条例のなかで対応していくこととなります。
委員(意見者)	土採取自体の話が富士市でも問題となっています。伊豆山のことがあってから、県でも問題視されて取り組みが行われている中で、実際にこのように案件として出てくると慎重にならざるを得ないかと思います。譲受人はどのような会社であるのか、実績や評判というものについて聞き及んでいるのであれば、教えていただけますでしょうか。
事務局	そのあたりにつきましても土地対策課を通じて照会を行っておりますが、該当の法人は令和2年11月に設立されたばかりで実績はありません。会社登記では沼津市で運搬業を行う法人として登録されています
委員(意見者)	新しく飛び込みのように登記し、工事が終わるころには解散しているなどの例も見られます。今までも県をまたいで土砂が搬入されるなどの問題となっています。色々なところでチェックするのですが、簡単に承認するという話では無いと思います。先ほど、以前に騙されて無許可の埋立が行われてしまっているという話もあり、後で大きな問題にならないかという不安を感じます。
会長	土砂等の埋立については、県でも色々議論がされているという話を聞きますが、それがまとまってから許可をするというのはどうでしょうか。
事務局	富士市の条例の方が厳しく設定されており、また、富士市は権限移譲を受けていますので、県の条例の改正を待ってから審議を行う必要はないと思われまます。以前は土地利用の許可を受けてから農地法の申請を受け付けていましたが、現在は並行して処理することとされています。そのため、結果を待ってから審議を行うということもできないと思われまます。土の出どころなどの調査は土地対策課がメインとなり、農業委員会でを行うことは困難な状況です。農業委員会は農業委員会で審議を進め、農地転用の許可書の交付に土地利用の許可があることを条件とし、仮に適切な工事が行われず、土地対策課や警察が動くような事態になれば許可取消とするというのが農地法上適切な方法になるかと思われまます。ただ、現時点では土地対策課に申請はされておられません。埋立の申請には地元町内会長の同意が求められており、そのための地元説明会が来月19日か20日くらいに開催予定です。そこで地元町内会長と合意が得られれば、申請が行われ、9月上旬くらいから現地立会いなどが行われる予定とのことですので、地元説明会の様子を見てから審議を行うというのもやむを得ないかと思われまます。
会長	他にご意見等はございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 大淵地区26番については継続審議といたしますがご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、継続審議と致します。  
以上で農地法第5条第1項の規定による許可決定についての審議を終わります。

会長 次に、議案9ページの議第31号 非農地証明申請書の審議について、審議をお願いします。  
富士地区15番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案9ページ富士地区15番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は県立富士高等学校から北東に200mくらいのところにあります。申請者が家を見て替えるにあたり、市街化調整区域であったことから既存宅地の申請を行ったところ、地目が田のままであることが判明し、申請に至ったとのことです。現地を確認したところ、住宅が建っており宅地として使用されていました。周辺農地への影響もないことから、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 富士地区15番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
富士地区15番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。

会長 次に、北部地区16番について、事務局から説明願います。

事務局 (事務局議案9ページ北部地区16番 朗読)

会長 それでは、担当委員より説明をお願いします。

委員(報告者) 申請地は青葉台小学校から北に300mほどのところにあります。土地所有者は土建業を営んでいた方で、昭和46年頃から倉庫敷地として使用していましたが、破産したために管財人が売却を検討したところ、地目が畑のままであることが判明し、申請に至ったとのことです。現地を確認したところ、隣接地に農地は無く、何ら問題ないかと思しますので、ご審議のほどよろしくお願いたします。

会長 北部地区16番についてご質問ございませんか。

(質問なし)

質疑ございませんので、裁決に移ります。  
北部地区16番についてご異議ございませんか。

(異議なしの声あり)

ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。  
以上で非農地証明申請書の審議についての審議を終わります。

会長	次に、議案10ページの議第32号 租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予について、審議をお願いします。 鷹岡地区4番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ鷹岡地区4番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は丘小学校の周辺約200mほどのところに3ヶ所あります。被相続人も納税猶予を受けていましたが、20年を経過する前に亡くなってしまいました。今回その相続人も納税猶予を行いたいとのことで申請されています。申請者は公務員をされていますが、兼業で農業を頑張りたいとのことです。現地を確認したところ、茶や野菜が育てられていました。一部草が出てしまっている部分がありましたが、何とか自家消費分くらいを生産していきたいとのことです。何ら問題ないかと思えますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	鷹岡地区4番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 鷹岡地区4番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。
会長	次に、富士地区5番について、事務局から説明願います。
事務局	(事務局議案10ページ富士地区5番 朗読)
会長	それでは、担当委員より説明をお願いします。
委員(報告者)	申請地は県立富士高等学校のすぐ北側にあります。申請者は公務員をされている方です。以前から被相続人と一緒に水稻をやってきており、裏作にキャベツなどをやりたいとのことでした。現地を確認したところ、水稻が栽培されていました。隣接地にはマンションなどがありましたが、特に問題ないかと思えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
会長	富士地区5番についてご質問ございませんか。  (質問なし)  質疑ございませんので、裁決に移ります。 富士地区5番についてご異議ございませんか。  (異議なしの声あり)  ご異議がないようですので、ご承認願った事に致します。 以上で租税特別措置法第70条の6第1項適格者証明、相続税猶予の審議を終わります。

会長

次に議案11ページからの報告案件について、事務局から説明願います。

事務局

はじめに議案11ページをご覧ください。

報第41号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数2件。

次に議案12ページをご覧ください報第42号 農地返還通知書の受理についてですが、これは双方同意の上、届出を行えば使用貸借の解約ができますので、受理したことをご報告いたします。件数4件。

次に議案14ページをご覧ください。

報第43号 取消願いの報告についてですが、これは譲受人が変更となったことによるものであり、受理したことをご報告いたします。件数1件。

今月の報告案件については以上です。

会長

次に、議案4ページの専決報告について事務局より報告させます。

事務局

(事務局議案4ページ「専決報告」朗読)

会長

以上で、議事(1)「農地法の規定に係る申請の審議及び報告事項について」を  
終わりとします。

以上で議事はすべて終了しました。

令和3年8月10日

農業委員会会長

同委員

同委員